

■新規入所の手続き【2 号・3 号】（保育を必要とする事由あり）



1. 2号認定・3号認定の施設利用申込について

（1）利用の申込ができる方

次の（ア）または（イ）に該当し、（ウ）の要件を満たす場合に利用申込ができます。

（ア）お子さんと保護者が豊中市に住んでいて、住民登録がある。

（イ）豊中市内へ転入予定の方。※申込に必要な書類については P.12 参照。

（ウ）保護者が次のいずれかの保育を必要とする事由に該当する。（事由の詳細については P.4 参照）

- ① 就労（恒常的に実働月 64 時間以上が必要）
- ② 妊娠・出産（出産月の前 2 ヶ月（多胎妊娠の場合は 14 週）から出産日または予定日の後 2 ヶ月）
- ③ 保護者の疾病・障害
- ④ 同居親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む）
- ⑦ 就学（職業訓練校等での職業訓練を含む）
- ⑧ 児童に虐待や DV のおそれがある場合
- ⑨ 育児休業取得中に既に市内の認可施設で保育を利用しているお子さんがいて継続利用が必要である場合
- ⑩ その他、上記以外の理由で豊中市が認める場合
（障害のあるお子さんの集団保育を希望される方は、まずはお相談ください。詳細については P.7 をご覧ください。）

<注意事項>

- 認定申請・施設の利用申込はお子さんの出生後から可能です。妊娠中の手続きはできません。
- 育児休業中に入所する場合は、入所月内に復職し、復職日から 14 日以内に復職後の就労証明書を提出する必要があります。
- 入所を希望するお子さんのきょうだいの方が児童発達支援センターの親子通所をされている場合、親子で療育の学びの場ととらえ保育を必要とする事由としておりますが、単独通所になられた場合には、入所を希望するお子さんの保育を必要とする事由がなくなります。きょうだいの方の介護が必要な場合は、「保育を必要とする事由証明書」（2）の欄に医師などの証明が必要となります。
- ②妊娠・出産が事由の場合、出産予定日の前後 2 ヶ月ではなく、「出産月の前 2 ヶ月（多胎妊娠の場合は 14 週）から出産日の後 2 ヶ月」となります。なお、出産日が予定日より早まった場合、出産予定日の後 2 ヶ月とできます。
- ⑥求職活動が事由の場合は「保育を必要とする事由証明書」（4）の欄の就労の誓約書を記入の上、市の指定する期日（支給認定終了の前月 25 日）までに勤務にかかる就労証明書の提出をしたうえで、90 日以内に就労を開始してください。就労を開始された場合は、就労開始日以降に勤務先が発行した就労証明書を支給認定終了日までにご提出ください。

求職活動の事由で支給認定ができるのは、求職活動期間に関わらず年度内（4月～翌3月）1回限りとなります。年度をまたいで求職活動の支給認定期間がある場合は、両年度とも求職活動の支給認定を利用したとみなします。年度をまたいで連続 4 ヶ月となるような認定（例：2 月から 5 月まで）はできません。

一度年度内で求職活動の事由で支給認定された場合は、同年度で退職等があった場合であっても再度求職活動での支給認定ができません。市の指定する期限までに求職活動以外の事由が確認できる「保育を必要とする事由証明書」または「就労証明書」を提出できない場合は支給認定終了日をもって退所となります。市の指定する期限後に事由が確認できる「保育を必要とする事由証明書」または「就労証明書」の提出があった場合でも支給認定期間は延長せず、支給認定終了後は退所となります。

「求職活動」を事由として 1 号から 2 号へ切り替えを希望する場合は、「内定中（雇用予定）」である就労証明書等が必要です（就労誓約書への申立のみでの切り替え申込はできません。）。

- 豊中市に転入予定での申込の場合、入所希望日は転入予定日以降の日付でしか申込できません。

【新規入所の手続き 2 号 3 号】

（２）保育時間、開所日・休所日

開所時間	午前 7 時 00 分～午後 7 時 00 分 ＊開所時間が上記以外の施設もあります。P.37 施設一覧をご覧ください。
保育時間	保育標準時間 午前 7 時 00 分～午後 6 時 00 分 保育短時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分 ＊上記時間を超えて保育を利用する場合は延長保育料がかかります。（詳しくは P.27 参照）
開所日	月曜日～土曜日 ＊各施設の開所日については、P.37 施設一覧をご覧ください。
休所日	日曜日、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日

（３）認定申請、利用申込手続きについて

受付期間	＜新規申込＞ 出生後、電子申込でのみ随時受付 ＜申込内容の変更等＞ 電子申込みでのみ随時受付 ＊5 月～1 月入所希望の場合は、入所希望日の前月 5 日までに利用申込が必要。 ※ただし、2 月・4 月入所希望の場合は、次のとおりになります。 ①2 月入所希望 12 月 5 日午後 11 時 59 分まで随時受付 ②4 月入所希望（一次選考） 10 月 1 日から 10 月 20 日午後 11 時 59 分まで 4 月入所希望（二次選考） 1 月 20 日から 2 月 10 日午後 11 時 59 分まで ＊申込書類に不備や不足があった場合、申込は受け付けられず、入所選考の対象になりません。 ＊申込受付期間を経過後は受付できません。受付期間後の申込は 5 月入所選考対象となります。 ＊3 月選考は行っておりません。 ＊スマートフォン等をお持ちでない場合、 子育て給付課に設置しているタブレット端末から申し込むことができます。 ＊申込書類に不備がある場合は、子育て給付課よりご連絡する場合があります。 ③障害児保育の次年度の入所相談は 9 月広報参照。	市ホームページから該当年度の手続きをしてください。変更も新規申込と同じページから手続きができます。市ホームページはこちら→ 
受付時間	＜電子申込＞24 時間受付（システムメンテナンス期間を除く）	

（４）支給認定申請・施設利用申込に必要な書類

ア 全員が必要な書類

必要書類	備考
☐ 保育認定の事由を証明する書類 （父母ともに必要）	事由により必要書類が異なります。事由ごとの必要書類は下記表参照。保護者が別居中の場合でも同様です。

＜保育認定の事由を証明する書類＞

保育の必要な事由	必要書類
就労	就労証明書（申請日から 3 ヶ月前以降に発行されたもの） ※自営業の場合は次のいずれかひとつを添付 ・最新年度の確定申告の控え（第一表） ・税務署への開業届の写し（開業した年度に限る） ・事業内容がわかるもの（契約、支出明細など）
妊娠・出産	母子手帳（保護者氏名と分娩予定日のわかるページ） または出産予定証明書
保護者の疾病・障害	保育を必要とする事由証明書（1）医師等の証明
同居親族の介護・看護	保育を必要とする事由証明書（2）医師等の証明
災害復旧	り災証明書等
求職活動	保育を必要とする事由証明書（4）就労予定者の誓約
就学	保育を必要とする事由証明書（3）在学証明（児童発達支援センターへの親子通園（予定）の場合は児童発達支援センター通所利用誓約書）
育児休業取得中の継続利用	就労証明書（「育児休業の取得」）

イ 該当する場合に必要な書類

添付が必要な場合	必要書類
育児休業中で保留通知（不内定証明）の発行を希望して入所申請する場合	☐ 育児休業等取得中の利用調整（選考）に関する申立書
育児休業取得中に申し込んで復職された場合	☐ 就労証明書（復職日以降に発行された、「復職年月日」欄の「復職済み」にチェックがあり、復職年月日の記載があるもの）
豊中市外に住民票があるが入所日までに豊中市内に転入予定である場合 ※入所希望日は転入予定日以降の日付でしか受付できません ※入所日時時点で豊中市に住民票がない場合は入所できません	☐ 転入に関する誓約書 ☐ 住民税課税証明書（P.22 参照） ☐ 転入前住所地の住民票（申請日から 3 ヶ月前以降に発行されたもの）
先天性疾患（心室中隔欠損、川崎病、てんかん、水腎症等）のあるお子さんの場合	☐ 医師による保育の実施についての意見書（診断書）（集団生活が可能である旨がわかるもの） ※できるだけ早く提出してください。選考までに提出がなかった場合、内定できないことがあります。
ひとり親世帯の場合 （いずれかの写し）	☐ 児童扶養手当証書（最新年度のもの） ☐ ひとり親家庭医療証（最新年度のもの） ☐ 戸籍謄本（申請日から 3 ヶ月前以降に発行された保護者のもの） ☐ 離婚届の受理証明書
生活保護受給中の場合	☐ 生活保護受給証明書（申請日から 3 ヶ月前以降に発行されたもの） ☐ 休日夜間受診票（最新年度のもの）
里親の場合	☐ 児童福祉施設入所および里親・ファミリーホーム委託証明書

＜注意事項＞

- 選考時に必要書類がそろわない場合、保育を必要とする事由が正確に把握できず、世帯の状況を考慮することができないため、書類は受理せず選考は行いません。
- きょうだいで利用申請する場合、それぞれ申請手続きが必要です。
- 希望施設数は、送迎可能な範囲でお選びください。申請後の追加・変更は、変更届の電子申請が必要です。
- 入所の申請については、申請日から 3 ヶ月前以降に発行された書類を提出してください。

Q きょうだいで 1 号認定と 2 号認定・3 号認定が混在していてもよいのでしょうか。

構いません。ただし、2 号認定・3 号認定を受けるには、保育を必要とする事由を満たす必要があります。

(5) 利用調整の申込期限

2 号認定・3 号認定の電子申込期限は下記のとおりです。

申込期限
5 月～翌 1 月入所・・・入所希望日の前月 5 日まで
2 月入所・・・2026 年 2 月選考は 12 月 5 日まで
4 月入所（一次選考）・・・2026 年 4 月選考は 10 月 1 日から 10 月 20 日まで
4 月入所（二次選考）・・・2026 年 1 月 20 日から 2 月 10 日まで

*2026 年 5 月入所以降は、4 月入所（二次選考）申込期間終了後の 3 月 1 日以降受付開始します。

*入所希望日の申込期限を過ぎて手続きされた利用調整申請については、翌々月（入所希望日の翌月）の選考から対象者となります。

*書類に不備や不足があった場合、申請は受け付けられず、入所選考の対象になりません。

*申込期限は変更される場合がありますので、随時市のホームページ等で確認してください。

2. 申込後の利用調整（選考）について

保育必要認定（2 号・3 号認定）を受けて利用申込みされた方は、市が一括して利用調整を行います。

豊中市全体で 0～2 歳の乳幼児を中心として申込者が多く、保育認定を受けても利用調整により希望の施設に入所できないケースもあります。

なお、利用調整は下記の基準に基づいて行っています。下記の基準での利用調整においては、豊中市在住者の選考を行った後、他市在住者の選考を行います。

（1）利用調整（選考）基準

利用申請が施設の受け入れ可能な人数を超えた場合には、豊中市保育施設等の利用調整に関する基準（利用調整基準）に基づき利用調整を行います。利用調整基準は①から順番に選考となります。

- ① 障害児等で特に集団保育における配慮を必要とする児童（4 月入所（一次選考）のみ）
 - 引き上げ転所（下記②参照）、新規利用、転所の順に優先して利用調整します。
 - 上記の優先順位内で同じ条件で並んだ場合は、以下のとおり利用調整します。
（引き上げ転所）抽選番号順 （新規利用）下記「（2）利用調整（選考）方法」のとお
（転所）下記③「上記②以外で転所を希望する児童」のとお
- ② 入所中の施設での、上のクラス年齢がない場合、もしくは、その施設が閉所した場合において、転所しなければならない児童（引き上げ転所）
 - きょうだいが転所希望先（第一希望の場合のみ）を既に利用中の場合（1 号認定利用含む）は優先になります。
 - 希望施設の受け入れ枠以上の希望がある場合、抽選による選考を実施します。
- ③ 上記②以外で転所を希望する児童
 - 転所の申込み順で利用調整を行います。ただし、きょうだいが転所希望先を既に利用中（1 号認定利用含む）の場合は優先になります。なお、きょうだいのいない方が選考時において転所の申込みから 1 年以上（申込日の有効となる選考基準月から数えて 12 ヶ月目以降）の場合は、1 年未満できょうだいがいる方よりも優先になります。
 - 同じ受付日で、同じきょうだいの利用状況の方が並ばれた場合には、次項（2）利用調整（選考）方法の④（きょうだいが希望保育所に入所中を除く）の基準により調整します
 - 上記「①障害児等で特に集団保育における配慮を必要とする児童」として入所した場合、年度途中での転所はできません。毎年 4 月での転所を受付けさせていただきます。
- ④ 施設を新規利用したい児童
 - 保育を必要とする事由に該当している世帯の中で、次項（2）利用調整（選考）方法に基づいて利用調整します。

（2）利用調整（選考）方法

- ① 基礎要件（次項表（ア））と加算要件（次項表（イ））の指数の合計点の高い世帯のお子さんから内定
 - 保護者の指数をすべて合計します。（父子母子世帯の場合は加算要件で加算します。）
 - （イ）加算要件は該当する項目すべてを加算できます。ただし、各項目について内容を証明する書類を提出していただきます。
- ② ①で同点の場合は入所希望月（選考基準月）から年度内の経過月数が長い順から内定
（4 月から同年度内の 2 月入所選考までは経過月数で選考します。次年度の 4 月入所選考には繰越しません）
 - 内定を辞退した場合、入所希望月（選考基準月）が辞退された翌月になります。
- ③ ②で経過月数も同じ場合は、当該保育施設の希望順位の高い順から内定
- ④ ③で同順位の場合は調整要件（次項表（ウ））の指数の合計点の高い世帯のお子さんから内定
- ⑤ ④で同点の場合は世帯の所得状況（市民税所得割額）の低い世帯を優先して内定
- ⑥ ⑤で同点の場合は市が優先すべき児童を決定して内定

(ア)基礎要件（該当する要件の「保育を必要とする事由証明書」または「就労証明書」が必要です）

＜保育施設等の利用調整に関する基準＞基礎要件:保護者それぞれにつき指数の高い1つの主となる要件のみ算定

保育必要事由	基礎要件	指数
就労 (2ヶ所以上の 勤務先で就労して いる場合、勤務時間 を合算)	月の勤務時間が 160 時間以上	100
	月の勤務時間が 140 時間以上～160 時間未満	95
	月の勤務時間が 120 時間以上～140 時間未満	90
	月の勤務時間が 100 時間以上～120 時間未満	85
	月の勤務時間が 80 時間以上～100 時間未満	80
	月の勤務時間が 64 時間以上～80 時間未満	75
※ 育休復職後も同時間（契約時間）の勤務が必要		
疾病・障害	長期入院、常時病臥等である場合（入院期間・安静加療期間に限る）	121
	日常生活での動作及び行動が著しく困難な状態である場合、または日常生活に常時介護が必要である場合	103
	日常生活に支障があり、月 10 日以上通院加療が必要な場合	98
	日常生活に支障があり、月 4 日以上通院加療が必要な場合	86
	日常生活に支障があり、月 1 日以上通院加療が必要な場合	78
	身体障害者手帳 1 級・2 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級、療育手帳 A※1	73
	身体障害者手帳 3 級・4 級、精神障害者保健福祉手帳 2 級、療育手帳 B1※1	68
	身体障害者手帳 5 級・6 級、精神障害者保健福祉手帳 3 級、療育手帳 B2※1	63
※1 入所後、定期的に保育を必要とする事由を確認する際には、保育を必要とする事由証明書の「疾病・障害」欄に医師の証明が必要です（「支障なし」は除く）。		
介護・看護	同居の親族が日常生活での動作及び行動が著しく困難な状態である場合、または日常生活に常時介護が必要である場合、または絶対安静の状態である場合で、介護・看護が必要な場合	110
	同居の親族が日常生活での動作及び行動に支障があり、自宅での見守りが必要な場合	89
	きょうだいが児童発達支援センターへ親子通所（予定含む）の場合（児童発達支援センター親子通所利用誓約書が必要）	68
就学 (入所希望日まで に修了する場合は 非該当) ※3	月 120 時間以上（保育標準時間相当）	84
	月 120 時間以上の就学予定（保育標準時間相当）	79
	月 64 時間～月 120 時間未満（保育短時間相当）	74
	月 64 時間～月 120 時間未満の就学予定（保育短時間相当）	69
求職活動 (月 64 時間未 満の就労含む) ※3	月の勤務時間が 160 時間以上の「内定」（自営業は除く）※2	91
	月の勤務時間が 140 時間以上～160 時間未満の「内定」（自営業は除く）※2	86
	月の勤務時間が 120 時間以上～140 時間未満の「内定」（自営業は除く）※2	81
	月の勤務時間が 100 時間以上～120 時間未満の「内定」（自営業は除く）※2	76
	月の勤務時間が 80 時間以上～100 時間未満の「内定」（自営業は除く）※2	71
	月の勤務時間が 64 時間以上～80 時間未満の「内定」（自営業は除く）※2	66
	月 40 時間以上 64 時間未満の就労中（入所後に月 64 時間以上の就労必須）	65
	月 40 時間未満の就労中（入所後に月 64 時間以上の就労必須）	50
	求職活動（勤務時間未定の内定、起業準備含む。入所後に月 64 時間以上の就労必須）	10
※2「内定（雇用予定）」で入所した場合、入所後に「就労証明書」（証明日が雇用開始日以降のもの）を提出する必要があります。提出できなかった場合や、実際の勤務時間が「内定（雇用予定）」の時間数より少なかった場合は退園になりますのでご注意ください。		
災害復旧	災害復旧	140
妊娠出産	産前産後（各2ヶ月。多胎妊娠の場合は産前 14 週）※母子手帳のコピー（保護者氏名と分娩予定日のわかるページ）または出産予定証明書が必要	60
その他	市長が特別に入所が必要であると認める児童	状況に応じ配点

※3 就学予定、就労内定の場合、入所希望日が就学・就労開始予定日以降でなければ指数算定の対象になりません。

【新規入所の手続き 2 号 3 号】

(イ) 加算要件：該当する要件すべてを加算（ただし内容を証明する書類の提出が必要）

世帯加算要件	指数
父子母子世帯 ※ひとり親の証明書類が必要 ※令和 8 年 4 月選考から適用	120
父子母子世帯（18 歳以上 65 歳未満の同居親族等がない場合）※ひとり親の証明書類が必要 ※令和 8 年 4 月選考から廃止	120
父子母子世帯（18 歳以上 65 歳未満の同居親族等がある場合）※ひとり親の証明書類が必要 ※令和 8 年 4 月選考から廃止	110
生活保護世帯 ※生活保護受給証明書類が必要	10
入所希望児童が多胎児の場合	6
きょうだいが希望の保育施設に在籍している ※きょうだいがすでに豊中市内の認可保育施設に入所している場合で、同じ保育施設への入所を希望する場合にその保育施設の選考のみ加点。それ以外の保育施設の選考では加点されません。	4
認可外に在園（事業所内保育所を含む。定期利用（月 64 時間以上）している場合のみ） ※認可外在園証明書類が必要 ※育休取得中は加点しません	3
豊中市民としてすでに他市区町村の認可保育施設に入所しているが、豊中市内の認可保育施設への入所を希望する児童 ※豊中市において支給認定をうけていることが必要・二重在籍は不可	3
単身赴任 就労証明書の「単身赴任先の居住住所」または「単身赴任期間（予定含む）」に単身赴任の証明が必要	2
配偶者等からの DV ※第三者機関からの通知が必要	2
雇用主が保護者の配偶者（※事実婚等も含む）となっている場合 ※令和 8 年 4 月選考から適用	-4
雇用主が保護者の配偶者又は三親等以内の親族となっている場合 ※令和 8 年 4 月選考から廃止	-4
入所内定を辞退した場合 （辞退した児童にのみ適用。申請を取り下げて再度新規申請した場合も減点は引き継がれます。） ※ポピンズキッズルームの内定を辞退した場合、減点はしませんが、次回以降の選考ではポピンズキッズルームのみ利用希望を取り消します。あらためて利用希望する場合は、変更届を提出してください。	辞退 1 回につき -3

個人加算要件（保護者一人につき同じ種類の加算を複数適用することは不可）	指数
・2 号認定及び 3 号認定児童の受け入れのある市内の特定教育・保育施設に内定中、勤務中、または育休・産休から復職予定の保育士・保育教諭。 ・2 号認定及び 3 号認定児童の受け入れのある市内の認定こども園に内定中、勤務中、または育休・産休から復職予定の幼稚園教諭。 ・「子育て支援員研修（地域型保育コース）」を修了した 2 号認定及び 3 号認定児童の受け入れのある市内の特定教育・保育施設（認定こども園以外）に内定中、勤務中、または育休・産休から復職予定の幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭免許取得者 ※資格証、修了証等の証明書類が必要	13
疾病・障害（基礎要件が「疾病・障害」の方を除く） ※保育を必要とする事由証明書の「疾病・障害」欄に医師の証明が必要（基礎要件の疾病・障害を満たす場合のみ。身体障害者手帳等を取得している場合は下記に該当） ※下記手帳提出とは重複して加点しません	2
保護者が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を取得している（基礎要件が「疾病・障害」の方を除く）※各種手帳の写しの提出が必要 ※上記医師の証明提出とは重複して加点しません	1
同居親族の介護・看護（基礎要件が「介護・看護」の方を除く） ※保育を必要とする事由証明書の「介護・看護」欄に医師の証明が必要（「支障なし」は除く）	1
通信制高校・通信制大学に在学している場合（基礎要件が就学である場合に限り）	-5

(ウ) 調整要件

要件	指数
子ども（中学 1 年生～18 歳未満）の数が多い世帯	人数分+1
子ども（小学 6 年生まで）の数が多い世帯	人数分+2
18 歳以上 65 歳未満の同居親族（父母以外）がいる場合	人数分-1

(3) 認定こども園在園児の認定変更に伴う利用調整（選考）方法

- ① 在園児の認定変更（1 号→2 号）と転所及び新規に入所希望される方（2 号）との利用調整をする場合は、在園児を優先します。
- ② 在園児間で利用調整する場合（1 号→2 号）は、申込日順とします。同日の場合は P.13 「(2) 利用調整（選考）方法」①～⑥のとおりとします。

(4) 施設の利用申込中の各種手続き

- ① 下記に該当する場合、内容変更の電子申込が必要です。

申込内容を変更する場合
変更フォームより電子申込 ● 市内で転居する場合 ● 世帯状況や家族構成に変更がある場合 ● 入所希望日・希望保育所を変更したい場合 ● 保育を必要とする事由に変更がある場合 ※保育を必要とする事由に変更がある場合は、「保育を必要とする事由証明書」または「就労証明書」を添付してください。
申込の取下げや内定辞退する場合
申込取下げ・内定辞退フォームより電子申込 市外へ転出する場合（利用申込は取消しになります）

② 申込期限

- ① の電子申込の期限は下記のとおりです。

申込期限
5 月～翌 1 月入所・・・入所希望日の前月 5 日まで 2 月入所・・・2026 年 2 月選考は 12 月 5 日まで 4 月入所（一次選考）・・・2026 年 4 月選考は 10 月 1 日から 10 月 20 日まで 4 月入所（二次選考）・・・2026 年 1 月 20 日から 2 月 10 日まで

*入所希望日の提出期限を過ぎて手続きされた変更については、翌々月（入所希望日の翌月）の選考から適用となります。

*書類に不備や不足があった場合、申込は受け付けられず、入所選考の対象になりません。

★＜令和 8 年 4 月選考結果のデジタル通知について＞（通知スケジュールは P.17）

新規入所申込で下記の「利用開始にあたって必要なもの」を満たし、【手順 2】「xID アプリのデジタル郵便受け設定」を申込締切までに設定完了し、【手順 3】新規入所の電子申込フォームで「デジタル通知を希望する」として申込された場合、**選考結果発送日に選考結果をスマートフォンで確認することができます。**なお、デジタル通知を希望した場合でも、別途紙での通知を送付します。

デジタル通知利用開始にあたって必要なもの

- スマートフォン（事前に「xID（クロスアイディ）」アプリをインストール）
- 申込者（保護者）のマイナンバーカード※（マイナンバーカードは初回のみ使用）
※デジタル通知を受け取ることができるのは申込者（保護者）1 名です
※電子署名の有効期限が切れていないことが必要です
- 署名用電子証明書の暗証番号（英数字 6～16 文字）
- メールアドレス

デジタル通知 利用開始の手順（xID アプリの設定）

【手順 1】xID アプリをインストール＆初期設定

クロスアイディアアプリ



【手順 2】デジタル郵便受け設定

二次元コードを読み込んでデジタル郵便受けを設定します。



設定期限

下記の期限までに設定しないとデジタル通知を受け取ることができません。

一次選考：令和 7 年 10 月 20 日

二次選考：令和 8 年 2 月 10 日

デジタル通知の詳細はこちら

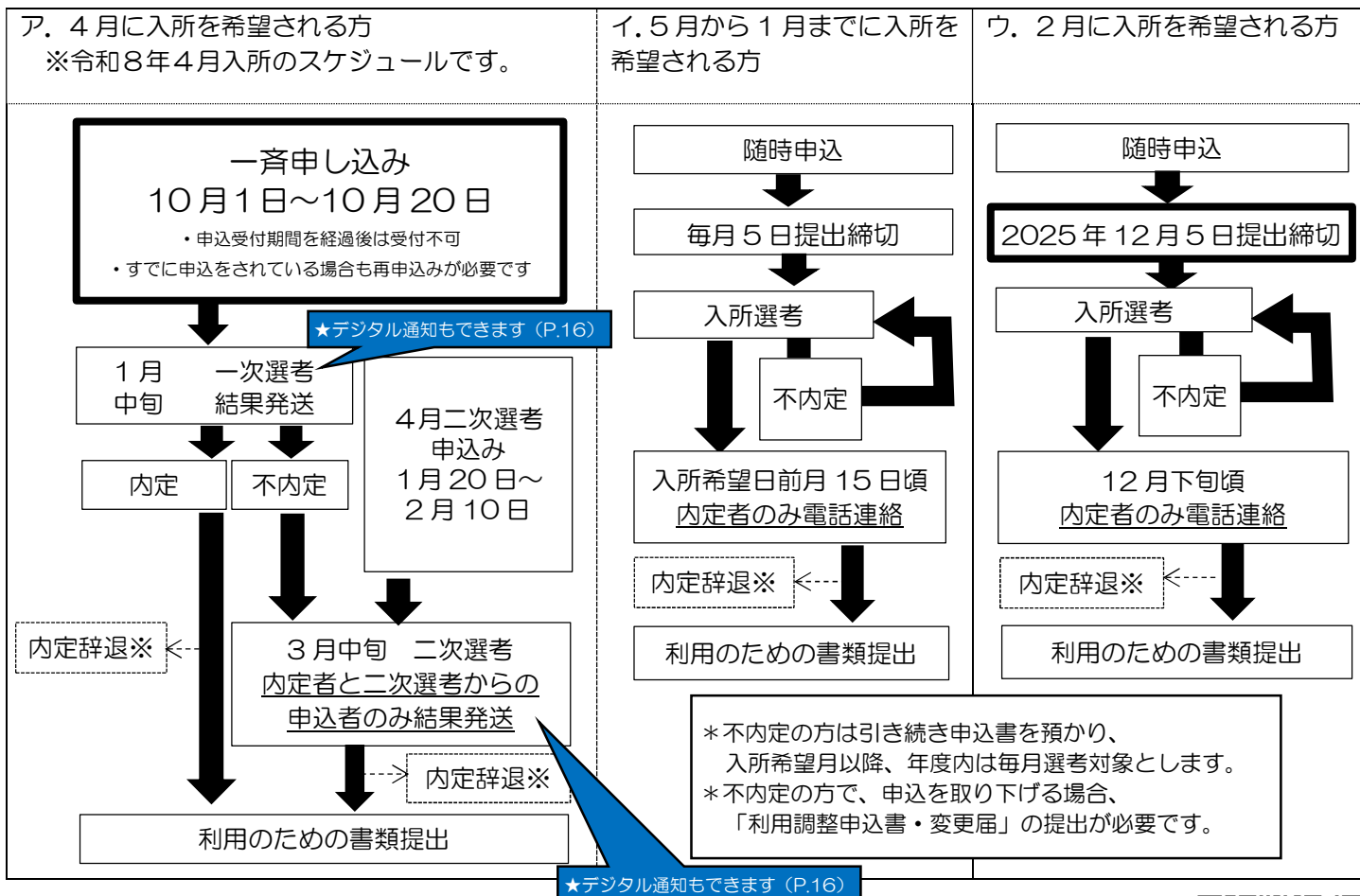


入所申込フォームでデジタル通知希望

【手順 3】 令和 8 年 4 月新規入所の電子申込時に「選考結果のデジタル通知を希望する」を選択する

【新規入所の手続き 2号3号】

(5) 利用調整（選考）結果について

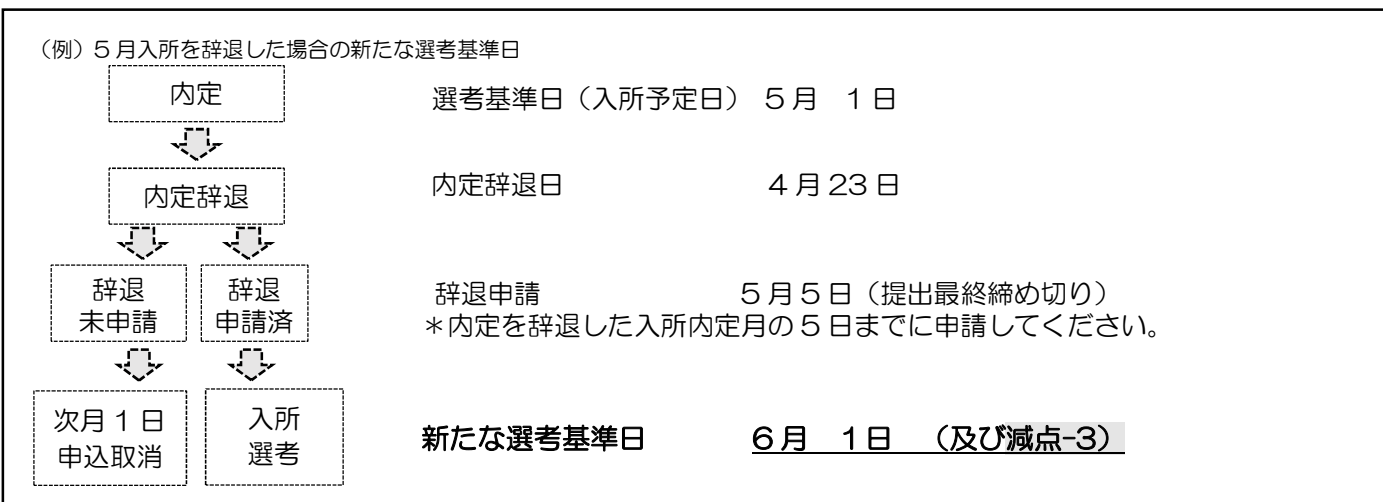


＜保育施設入所に関する証明（不内定証明書）の発行について＞ （市ホームページはこちら→）
入所選考の結果、不内定となった方には利用開始希望月、児童の満 1 歳の誕生日前日の月には
不内定を文書（保留通知）で通知します（P.12 に記載の各締切に申込が受付された場合に限る）ので、
個別に証明発行の申込は不要です。それ以外の月に「保育施設入所に関する証明書（不内定証明書）」
が必要な場合は発行の申込が必要です。（証明願の様式は巻末資料を参照）



＜※内定を辞退された場合＞

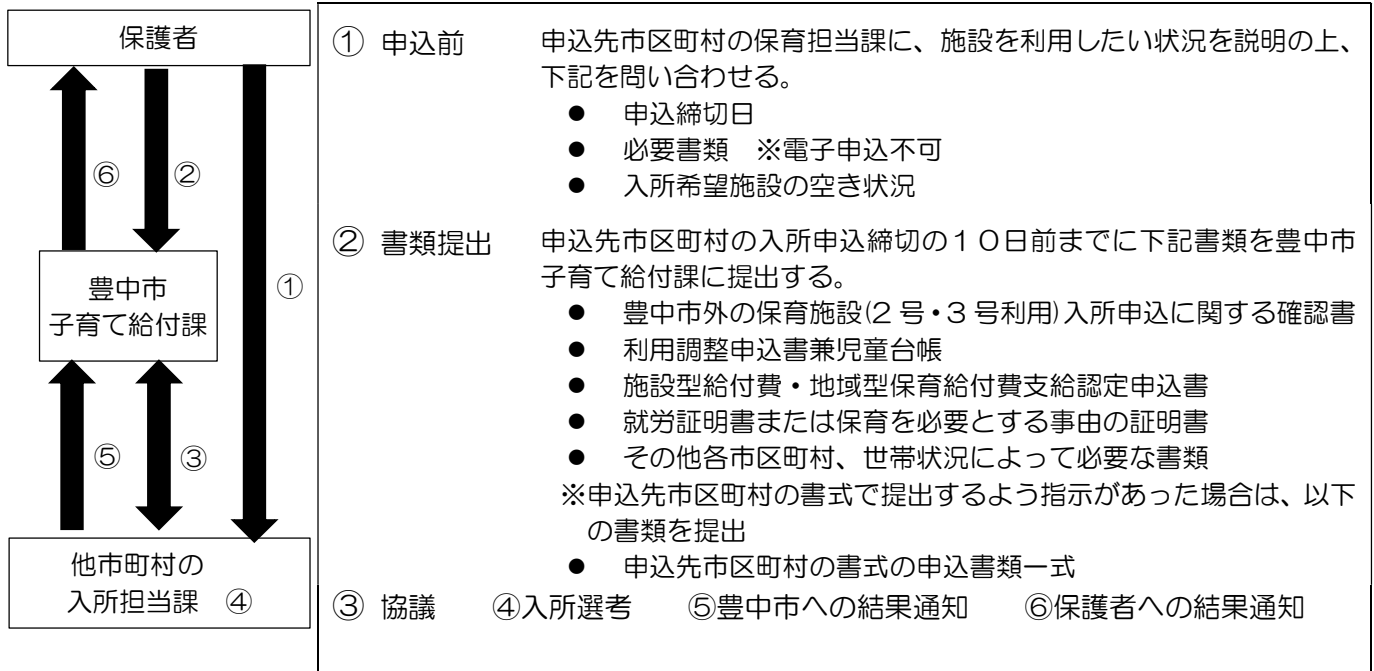
- ・内定を辞退した入所内定月の 5 日までに辞退の手続きをしてください（4 月選考においては、別途指定する期日までに手続きをください）。
- ・辞退の手続きをされた場合、**減点し、かつ辞退した入所予定日の翌月 1 日を新たな選考基準日とし**、次月以降も入所選考を継続します。
選考基準日が変わることにより、不内定の場合の次月以降の選考における入所希望月からの経過月数はリセットされます。
- ・上記締切までに辞退の手続きをされなかった場合、申込を取消し、次月以降は選考対象となりません。



3. 市内から市外施設への入所について(市外保育施設利用にかかる広域入所申込)

「保育を必要とする事由」に該当する世帯で、勤務先がある市外の施設や、通勤途中の市外の施設、また市外に引越し予定で市外の施設の利用を希望する場合は、通常と手続きが異なります。なお、利用を希望する施設のある市区町村(申込先市区町村)によって手続きが異なりますので、必ず事前に申込先市区町村に手続きについて確認してください。また、書類の提出は子育て給付課のみで受付しています。

(1) 利用手順



(2) 注意事項

- 市外施設の申込にあたっては、年度ごとの申込(協議)が必要です。次年度も申込、または継続入所したい場合は、必ず申込先市区町村の締切の10日前までに、豊中市に申込書類を提出してください。なお、次年度の申込にあたっては、豊中市から申込を依頼する案内はいたしませんのでご注意ください。
- 申込先市区町村の選考によって当該年度は入所できたとしても、次年度は不内定(入所保留)となり、継続して利用できないことがありますのでご注意ください。
- 申込にあたっては、必ず申込先市区町村の保育担当課に事前に相談してください。
- 市外保育施設に従業員枠で入所する場合は豊中市にお問合せください。

4. 市外から市内施設への入所について(市内保育施設利用にかかる広域入所申込)

入所日までに豊中市内に転入予定がない場合、豊中市に直接、施設利用を申込みことはできません。住民票がある市区町村から豊中市への協議依頼が必要になりますので、住民票がある市区町村で申込をしてください。

<注意事項>

- 住民票がある市区町村からの協議依頼締切日は、入所希望月の前月5日(2026年2月入所希望は前年12月5日まで。4月入所希望は2月10日まで。)です。また、申込(協議)は年度ごとに必要です。
- 選考は豊中市民が優先となります。豊中市民の方の選考がおわった後に選考を行います。4月選考については2次選考からです。また、当該年度は入所できたとしても、次年度は不内定(入所保留)となり、継続して利用できないことがありますのでご注意ください。
- 入所は施設との協議のうえ決定しますので、希望園に空きがある場合でも不内定になる場合があります。
- 家庭保育所・ポピンスキッズルームの定期利用枠は利用申込ができません。
- 保育料は支給認定を受ける市区町村が決定します。
- 私立認定こども園の在園児で、認定を1号から2号の利用に切り替える際も同様の手続きが必要です。
- 転所・引き上げ転所はできません。また、配慮を必要とするお子さんは市外からの受入れをしていません。
- 申込にあたっては、締切の関係上、必ず住民票がある市区町村の保育担当課に事前に相談してください。
- 豊中市では保護者あての保留通知(不内定通知)書は原則、発行しません。